

立川飛行場周辺自治体連絡会による各要請項目への聞き取りに対する北関東防衛局からの回答

(1) 昭和57年に立川市と東京防衛施設局(当時)が交わした「立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項を遵守すること。

北関東防衛局としては、立川飛行場周辺自治体の皆様からの航空機騒音や、航空機事故等への不安に関する安全面の要望につきましては、十分認識しています。引き続き真摯に対応します。陸上自衛隊V-22オスプレイの訓練については、他の航空機の訓練と同様に、昭和57年に立川市と、当時の東京防衛施設局との間で交わした「立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項を遵守すると共に、引き続き周辺の地域住民の皆様への影響に配慮した運用に努めるよう部隊に対し申し入れていきたいと考えています。

(2) 開始予定時期を間近に控えた時期における情報提供であり、今後は、周辺自治体に対し早期の情報提供を行うこと。また、国の責任において周辺住民への周知を丁寧に行うこと。

立川駐屯地等における施設や部隊編成に関する情報や飛行場における夜間・休日などの離着陸訓練等の予定に関する情報につきましては、当局や部隊から関係自治体に対し、出来る限り丁寧に情報提供を行ってきています。一方自衛隊が日頃から行っている訓練等による航空機の飛行情報については、従前から逐一地元事前に提供をしているわけではなく、陸上自衛隊V-22オスプレイについても、公表することは予定していませんが、陸上自衛隊V-22が、立川駐屯地に初飛来する日時については、事前に情報提供をする予定です。今後とも基地の安定的な運用にご理解ご協力いただけるよう、適切な情報提供に努めたいと考えています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、社会情勢の変化に伴う日中の在宅時間の増加も踏まえ、訓練飛行は必要最小限にとどめること。

周辺住民の方々が、新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化により在宅勤務が増加されている状況を鑑み、部隊としても航空機の運用に関しては、最大限の配慮に努めていると承知しています。自衛隊の航空機の飛行訓練等につきましては、運用上不可欠なものですが、一方で飛行訓練等に伴う航空機騒音は周辺住民の皆様方にとって深刻な問題であると、当局としても認識しています。部隊に対して引き続き周辺住民の皆様への影響に配慮した運用をするよう申し入れていきます。

(4) 訓練飛行等に当たっては、可能な限り高い高度を維持することや長時間にわたる旋回飛行を行わない等、有効な騒音・振動軽減対策を実行し、飛行場周辺の住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。

立川飛行場周辺における航空機騒音の軽減は重要な課題の1つであり、陸上自衛隊V-22をはじめとする自衛隊機等の運用に際して、地元の皆様にご懸念があることは、北関東防衛局としても十分認識しています。立川飛行場においては高高度を設定した飛行や訓練、就寝時間帯の航空機集中の防止を実施する等の騒音・振動の軽減に努めており、陸上自衛隊V-22オスプレイの飛行訓練にあたっても、立川飛行場の運用開始に伴う事前協議の協議事項を遵守し、周辺住民の皆様への影響に配慮した運用に努めるものと承知しています。立川飛行場における航空機の運用に関しては、引き続き最大限の配慮をするとともに、北関東防衛局から、部隊に対して周辺住民の方々に配慮した運用に努めるよう申し入れていきたいと考えています。

(5) 土曜日、日曜日、祝日、盆、年末年始及び入学試験の時期等の特別な日においては、訓練飛行を行わないこと。

立川飛行場では、航空機等の運用上やむを得ない場合を除き土日・祝日・早朝及び夜間並びに入学試験等行われる場合に飛行の自粛などの措置を講じることで可能な限り配慮していると承知をしています。陸上自衛隊V-22オスプレイにつきましても、運用上やむを得ない場合を除き同様の措置を行う予定です。

(6) V-22オスプレイの運用・整備について安全対策を徹底すること。万が一、事故等が発生した場合、速やかにその状況を周辺自治体に報告するとともに、原因究明を行い再発防止に万全を期すること。

陸上自衛隊V-22オスプレイにおいては教育訓練や飛行訓練前後の機体の点検・整備等十分な事故防止対策を講じ、航空機の飛行の安全、航空機事故等の未然防止に努めていると承知していますが、北関東防衛局としても、航空機の運用に安全確保は大前提、との認識の下、引き続き部隊に対して安全管理の徹底を求めていると考えています。また万が一、航空機事故等が発生した場合には、部隊と連携しつつ速やかに関係自治体に情報提供していきたいと考えています。

(7) オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査を実施し、調査結果を速やかに公表するとともに、必要な対策を講ずること。

低周波音については、環境省による環境基準を定めておらず、航空機から発生する低周波による影響については、調査・研究の過程にあると承知をしています。航空機の運用により発生する低周波音の影響については、今後必要に応じて対応を検討していきたいと考えています。

以上